個人情報等取扱特記事項

(総則)

第1条 この個人情報等取扱特記事項(以下「特記事項」という。)は、この特記事項が付される 契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

- 第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律、発注者の定める佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例及び佐倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報等の取扱いに関しこの特記事項を遵守しなければならない。
- 2 前項の「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報 及び佐倉市情報セキュリティポリシーの適用範囲としている情報資産(ネットワーク及び情報 システム(これらに関する設備及び電磁的記録媒体並びにこれらで取り扱う情報を含む。)並び に情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書その他の佐倉市文書管理規程 第2条に規定する文書等をいう。)のうち機密性3及び機密性2に分類されるもの(秘密文書に 相当する機密性を要する情報資産及び秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に 公表することを前提としていない情報資産をいう。)をいう。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等の安全管理について、内部 における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

- 第4条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等の取扱いに係る作業責任者 及び作業従事者(以下「作業責任者等」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければ ならない。
- 2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事務の履行に支障をきたすことのないよう、遅 滞なく事務を引き継ぐための手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければな らない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受注者 が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第6条 受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項に おける作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び 研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

- 第7条 受注者は、この契約による事務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 受注者は、この契約による事務に関わる作業責任者等に対して、秘密保持に関する誓約書を 提出させなければならない。この場合において、受注者は、発注者の求めがあった場合は、当 該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

(再委託)

- 第8条 受注者は、この契約による事務を第三者へ再委託(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)等の第三者に事務を委託することをいう。以下同じ。)してはならない。
- 2 受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発 注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・ 監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しな ければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に 行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら ない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を 負うものとする。

(個人情報等の収集の制限)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報等を収集するときは、当該 事務を処理するために必要な最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならな い。

(個人情報等の管理)

- 第11条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報等の管理を行わなければならない。
 - (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報等を保管すること。
 - (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報等を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の利用者、保管場所その他の個人情報等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (5) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報等を複製又は複写しないこと。
 - (6) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
 - (9) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(10) 個人情報等の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報等の漏えい等の 事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等について、この契約による事務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(個人情報等の返還等)

- 第14条 受注者は、この契約による事務の終了時に、この契約による事務において利用する個人情報等について、速やかに返還又は引渡しをしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が特に指示した場合は、受注者は、この契約による事務に おいて利用する個人情報等について、発注者の指定した方法により、速やかに消去又は廃棄し なければならない。
- 3 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに 応じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な 破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った個人情報等の名称、 媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理日時及び担当者名を記録し、書面により発注者に対 して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第15条 受注者は、発注者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、 直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第16条 発注者は、個人情報等の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約によ

る事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第17条 受注者は、この契約による事務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、 その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個 人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わ なければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との 連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、 緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、この契約による事務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要 に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 4 前各項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後に個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合においても同様とする。

(契約解除)

- 第18条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約を解除 することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者がこの特記事項の内容に違反し、又は怠った ことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害 を賠償しなければならない。